

「竹島の日」の閣議決定と「竹島の日」式典の開催を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年10月10日

提出者

大屋俊弘
藤間恵一
成相安信
吉田政司

山根成二
白石恵子
細田重雄

平谷昭
五百川純寿
原成充

(別紙)

「竹島の日」の閣議決定と「竹島の日」式典の開催を求める意見書

竹島は、歴史的にも、国際法上も、島根県に属する我が国固有の領土であります。これまで60年近くにわたり韓国に不法占拠され、今日に至っております。

言うまでもなく、領土問題は国家間の問題であり、竹島問題は日韓両国の外交努力によって、平和的に解決すべきものであります。しかしながら、韓国は、日本政府からの国際司法裁判所提訴への提案も受け入れず、国際法にそって歴史的事実などに基づく解決を図ろうとする姿勢が全く見えません。こうした韓国側の態度は、極めて遺憾であり、断じて容認することができません。

竹島問題の解決のためには、政府が毅然とした外交交渉を行われることはもとより、竹島問題への正しい理解を国民全体へ広げて行く努力が極めて重要であると考えます。

島根県議会では、平成17年3月、議員提案によって「竹島の日を定める条例」を制定し、毎年2月22日には記念式典を開催するなど、県民一丸となって、竹島の領土権の早期確立を目指した運動と、竹島問題についての国民世論の喚起を図ってきたところであります。

政府におかれましては、竹島問題の早期解決のために、「竹島の日」の閣議決定と「竹島の日」式典の開催を速やかに実現されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

国務大臣（海洋政策・領土問題担当）

【平成26年10月10日原案可決】